

昭和六十三年三月二十九日受領
答 弁 第 一 八 号

内閣衆質一一二第一八号

昭和六十三年三月二十九日

内閣総理大臣 竹 下 登

衆議院議長 原 健三郎 殿

衆議院議員藤田スミ君提出J R踏切遮断機に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員藤田スミ君提出JR踏切遮断機に関する質問に対する答弁書

一及び二について

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）にいう旅客会社及び貨物会社（以下「旅客会社等」という。）における踏切の列車選別装置の導入については、運行される列車の種類が多い等の理由により、他の鉄道事業者が採用している方式の当該装置の導入によつては踏切の遮断時間を短縮することが困難であるため、交通の安全を確保しつつ、技術開発等に関する諸問題を含めて検討していく必要があると考える。

三について

踏切警報機の騒音問題については、日本国有鉄道及びその承継法人である旅客会社等においても、交通の安全を確保しつつ、沿線住民の意向をも考慮して、従来から対策が講じられてき

たところである。